

# 成年後見制度に関する横浜宣言

2010年10月4日

横浜にて

2010年10月2、3、4日に横浜にて開催された2010年成年後見法世界会議は、成年後見法分野における最初の世界会議であり、主催者および共催者は今後の世界において成年後見法が果たすべききわめて重要な意義と役割を改めて確認し、成年後見制度の適切な利用を広く世界に訴えるために「横浜宣言」を発することとした。

この「横浜宣言」は2010年成年後見法世界会議の参加者が3日間の会議の成果としてまとめたものである。Iとして世界に共通する問題を取り上げ、IIとして日本に特化した問題を取り上げることとする。

2010年成年後見法世界会議組織委員会は、本「横浜宣言」の起草に関与したすべての参加者に対して深甚なる謝意を表するとともに、本宣言が世界における成年後見法の一層の発展に寄与することを切望する次第である。

## I. 世界の課題

### 1. (共通する認識)

2010年10月2日より4日まで日本国横浜にて開催された2010年成年後見法世界会議の参加者たる私達は、次の事実を共通に認識するものである。

- (1) 人口動態、社会変化、医学の進歩および生活条件の向上等によって全世界的に高齢者人口が増加している。
- (2) 高齢者人口が増加している事実は、医療、年金、社会保障給付、住宅、移動手段といった社会的資源に大いなる衝撃を与えるものであり、次世代にとって主要な社会経済問題となる。
- (3) 意思能力は加齢とともに低下することもあり、加齢によって精神に不具合をかかえる高齢者の数も増加している。
- (4) 家庭内、施設内双方において弱い立場の高齢者に対する虐待の実態が白日の下にさらされつつある。
- (5) 成年後見制度は高齢者を主たる対象としているが、精神疾患、学習障害、および後天的脳障害を有する若年者にも意思能力の有無は影響を及ぼしうる。
- (6) 人権の保護は世界的潮流としては改善されつつあるものの、いまだ多くの国では成年後見関連の法整備は等閑視されたり、立ち遅れたりしており、事前の意思決定、能力判定時のベスト・プラクティス、能力を欠く成年者のための代替的意思決定の仕組みといった最新の考え方が考慮されるには至っていない。

2. (2条約への賛意)

加えて、私達は次の2条約の指導原理と条項に賛意を表す。

- (1) 2009年1月1日に発効し、管轄権、準拠法、承認と執行、国家間協力を一元化した2000年1月13日ハーグ国際私法会議「成年者の国際的保護に関する条約」
- (2) 人権の普遍性、不可分性、相互依存性、相関性への支持、および障害を有する人が偏見なしに人権を享受できることの保障を条約締結国々に要求する2006年12月13日国際連合「障害者権利条約」

3. (成年後見制度の基本原則)

そのうえで次の5点をここに宣言する。

- (1) 人は能力を欠くと確定されない限り特定の意思決定を行う能力を有すると推定されなければならない。
- (2) 本人の意思決定を支援するあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのであれば、人は意思決定ができないとみなされてはならない。
- (3) 意思能力とは「特定の事柄」「特定の時」の両方に関連するものであり、行なおうとする意思決定の性質および効果によって異なること、また同じ人でも一日の中で変動し得ることを立法にあたっては可能な限り認識すべきである。
- (4) 保護の形態は、本人を守ろうとするあまり全面的に包み込み、結果としてあらゆる意思決定能力を奪うものであってはならず、かつ本人の意思決定能力への制約は本人または第三者の保護に必要とされる範囲に限定されるべきである。
- (5) 保護の形態は適切な時期に独立した機関により定期的に見直されるべきである。

4. (成年後見人の行動規範)

特定の時に特定の意思決定を行う能力を欠くすべての成年者は、意思決定過程において他に支援や代理を得ることができない場合には次のような資質を有する後見人を持つ権利があることを、更に宣言する。

- (1) 本人に代わって意思決定を行なう際には適切に注意深く行動する。
- (2) 公正かつ誠実に行動する。
- (3) 本人の最善の利益を考えて行動する。
- (4) 本人に明らかな危害が及ばない限り、本人の要望、価値観、信念を事前に知ることができ、または推認することができるときには、それらを最大限に尊重し、遵守する。
- (5) 本人の生活に干渉する場合は最も制約が小さく、最も一般化された方法にとどめる。
- (6) 本人を虐待、放棄、搾取から守る。
- (7) 本人の人権、市民権を尊重し、これらの侵害に対しては常に本人に代わってしかるべき行動を取る。

